

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

証拠説明書
(甲B42)

2024（令和6）年1月19日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 信 一
外

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲B42の1	朝日新聞（令和6年1月18日：12面）	写し	R6. 1. 18	(株)朝日新聞社	能登半島地震を見れば、「家屋の激しい損壊状況をみれば、放射線を避けるための屋内避難もできない恐れがある」こと及び屋内避難の解除の条件が定められていないことが能登半島地震をきっかけに明らかとなり、規制委員会が屋内避難の対策指針を見直すことになったこと。
甲B42の2	河北新報（令和6年1月18日：3面）	写し	R6. 1. 18	(株)河北新報社	
甲B42の3	朝日新聞（令和6年1月18日：26面）	写し	R6. 1. 18	(株)朝日新聞社	